

# メモリアルパーク向ヶ丘浄苑 合同永代供養墓 使用約款

## 第1条 (目的)

本合同永代供養墓使用約款(以下本約款という)は、宗教法人徳入寺が経営する「メモリアルパーク向ヶ丘浄苑」(以下本霊園という)内に設置された、合同永代供養墓(以下永代墓という)の埋蔵(永代墓内に永代墓の使用者焼骨を収める)及び管理に関し、必要な事項を定め、その埋蔵及び管理が適切に行われることを目的とし、別途細則も定めるものとする。

なお、永代墓は宗教法人「徳入寺」代表役員(以下経営者という)が経営及び管理並びに運営を行うものとするが、その業務を円滑に進める為第三者に委ねる事ができる。

## 第2条 (使用資格)

永代墓の使用者(生前予約及び永代墓の使用者予約代理人も含む)は、宗教・宗旨・宗派・国籍を問わず本約款に従い、「住民票」(本籍及び世帯全員記載)を添えて経営者に提出し、経営者の定める手続きを経て使用する事ができる。

## 第3条 (墓地の使用)

永代墓の使用者(以下使用者という)は、契約成立後から契約が解除されない限り、永代墓の使用に関する権利を有する。

2. 使用者は、焼骨の埋蔵その他永代墓本来の使用目的以外に永代墓の使用ができない。
3. 使用者は、経営者の承諾を得ずに永代墓を使用する権利を本人以外に、継承・譲渡・転売させることはできない。

## 第4条 (永代墓の使用期間)

永代墓に埋葬された焼骨は、埋葬した年から33年間は骨壺として安置(永代墓内にて保管)し、期間経過後は、永代墓内にて合祀(永代墓内に埋葬されている使用者の焼骨と一緒にする事)の上、永久的に供養されるものとする。

なお、経営者は期間経過後に伴う合祀について、使用者の承諾を得ずに実施する事ができる。

## 第5条 (永代墓の使用承諾証)

使用者は使用料納付後、永代墓の使用権を取得し、その証として「合同永代供養墓使用承諾証」(以下承諾証という)の交付を受け、その承諾書を適切に管理・保持しなければならない。

なお、承諾証を紛失した場合、所定の手続きを経て再交付を受ける事ができる。

## 第6条 (埋蔵及び管理の実施)

経営者は、使用者の焼骨を、永代墓へ適切に埋蔵及び供養並びに管理するものとする。また、永代墓の環境整備(維持・管理・清掃等)・その他の管理については、経営者がその責任を負うものとするが、地震・火災等の不可抗力の場合についてはこの限りではない。

なお、経営者は春秋のお彼岸月及びお盆月に、永代墓の埋蔵者に対し合同供養を執り行うものとする。

#### 第7条（使用料）

使用者は、経営者が定める期日までに、別に定める使用料を前納しなければならない。

なお、この使用料は、第6条の環境整備費他に充当するものとする。

#### 第8条（埋葬の制限）

永代墓には、焼骨（ペットの焼骨は不可）のみ埋蔵できるものとする。

なお、埋蔵業務は全て経営者にて行うものとする。

#### 第9条（埋蔵・改葬の手続き）

使用者の焼骨を永代墓に埋蔵及び改葬する場合、所管庁の発行する「埋火葬許可証」及び「改葬許可証」を経営者に提出しなければならない。

なお、既に他の墓所にて埋蔵されている焼骨を分骨又は改葬して永代墓に埋蔵する場合、既に埋蔵されている墓所管理者発行の「分骨（改葬）証明書」を、経営者へ提出しなければならないものとする。

#### 第10条（永代墓使用に伴う記銘）

経営者は、使用権者の焼骨を埋蔵後、20日以内に所定の場所（墓誌等）へ埋蔵者氏名を記銘するものとする。

#### 第11条（遺骨の返還）

埋蔵された焼骨は、他の場所へ改葬等の特別な理由がない限り返還しないものとする。

#### 第12条（使用者等による契約の解除）

使用者は、以下の各項に該当する場合、書面をもっていつでも契約を解除することができるが、既に支払った使用料の返還を請求することはできない。ただし、使用者が契約成立後10日以内に、契約の解除を申し出た場合に限り、経営者は使用料の全額を返還するものとする。

2. 使用者の死亡により、第5条に規定する埋蔵及び供養並びに管理が適切に行われなかった場合に限り、使用者の親族は書面をもって契約を解除し、損害賠償を請求することができる。
3. 第5条の規定により焼骨が永代墓に埋蔵された場合、第5項の規定に関わらず、使用者及び親族は契約を解除することができない。
4. 第1・2項の規定により契約が解除され焼骨が既に埋蔵されている場合、使用者等はこれを引き取らなければならない。
5. 第1・2項の規定により契約が解除され焼骨が埋蔵されてなく、また使用料が支払われている場合、経営者の判断により契約成立後3年以内に限り、経営者は当該使用料の2割に相当する金額を返還するものとする。

#### 第13条（経営者による契約の解除）

使用者が以下の行為を行った場合、経営者は使用者に通知の上、その使用権を取り消す事ができる

使用者が使用料を所定の期日までに支払わなかった場合

使用者が他の使用者に対して迷惑をおよぼす行為をした場合

使用者が本約款及び使用細則に違反した場合

なお、上記使用権の取消しの際、使用者は承諾証を経営者へ返還するものとする。

#### 第 14 条（住所等の変更届）

使用者は氏名及び本籍並びに住所を変更した場合、必ず管理者の指定する書類をもって遅滞なく届出するものとする。

なお、連絡先が不明となった時点から 3 年経過後は、無縁扱いとする。

#### 第 15 条（定めなき事項）

本約款・使用細則に定めなき事項については、法令の定め等による他、必要に応じて経営者が定めるものとする。

#### 第 16 条（本約款の改定）

関係法令等の改正により本約款の改定が必要な場合、経営者は本約款を改正することができるものとする。

## 合同永代供養墓 使用細則

### 1．使用者の遵守事項

墓地という性格を理解し荘厳且つ清浄な環境を維持するため、墓参時の花・供物・塔婆・その他は自己責任において処分する事。

供物は持ち帰る事。

霊園全体に迷惑を及ぼす行為をしない事（ごみの投棄等）。

その他経営者が管理上必要と考える要請、または規則に対し誠意に対処する事。

### 2．管理事項

経営者は環境整備以外に、以下の各号の業務を行なう。

関係諸機関との連絡・協議・調整等。

関係法規に基づく業務。

使用者名簿の管理。

### 3．免責事項

経営者は以下の各号の責は負わないものとする。

通常の注意管理義務の範囲を超えた事態が発生し損害が生じた場合。

犯罪又は故意に為された行為による損害が生じた場合。

使用者の過失等によって生じた損害が生じた場合。

経年変化等の事由による損害他が生じた場合。

その他通常の管理業務の範囲を超えた事態が発生し損害が生じた場合。

以上につき、使用者及び経営者間の合意の上、メモリアルパーク向ヶ丘浄苑「合同永代供養墓使用約款」及び「合同永代供養墓使用規則」を締結したので、これを証するため本証を2通作成し、署名捺印の上、各自1通を保管する。

締結日 西暦 年 月 日

使用者 住所:

氏名:

名前: 【印】

経営者 神奈川県横浜市青葉区元石川町4256

宗教法人 徳入寺

代表役員 真野 知也 【印】